

都留市議会白書

令和4年版



『道の駅つる』近郊の圃場に咲き誇る桃の花とリニア実験線

都留市議会

目 次

1. 議会のしくみ	1
市議会の構成	2
議員	
議長・副議長	
議会事務局	
市議会の仕事	3
議決権	
選挙権	
請願・陳情の受理	
検査・監査・調査	
意見書の提出	
本会議	4
委員会	4
議会、委員会の主な活動	5
本会議の活動	6
議会・委員会 活動報告	17
行政視察の受入れ状況	18
2. 議会情報を知る	20
定例会や委員会の傍聴	20
議会だより	20
市議会映像配信	20
市議会ホームページ	21
会議録検索システム	21

3. 議会に参加する	22
選挙で参加する	22
請願や陳情をする	22
議会報告会	24
4. 議会改革の取り組み	27
都留市議会基本条例	28
都留市議会議員政治倫理条例	29
都留市議会議員定数	30
議会 ICT 化の取り組み	31
5. 議会データ	32
都留市議会議員名簿	32
議員報酬と期末手当	33
政務活動費	33
会派	34
《用語解説》	35

1. 議会のしくみ

議会と市政の関係、市議会のしくみ、市議会の構成、本会議・委員会、会議の流れなどについてご案内します。

日本国憲法では、地域のことはその地域の地方公共団体(市町村など)が行っていくという「地方自治」が認められています。

この地方公共団体である私たちの「都留市」では、市民の皆さんが安心して快適に暮らしていけるように、日常生活に深くかかわる様々な仕事を行っています。

私たちが住む「都留市」を、明るく住みよいまちにするためには、市民自らの意思と責任で問題を解決していくことが最も望ましいことです。しかし、市民全員が参加して、市政について意見を述べ合うことは、限りなく不可能なのです。

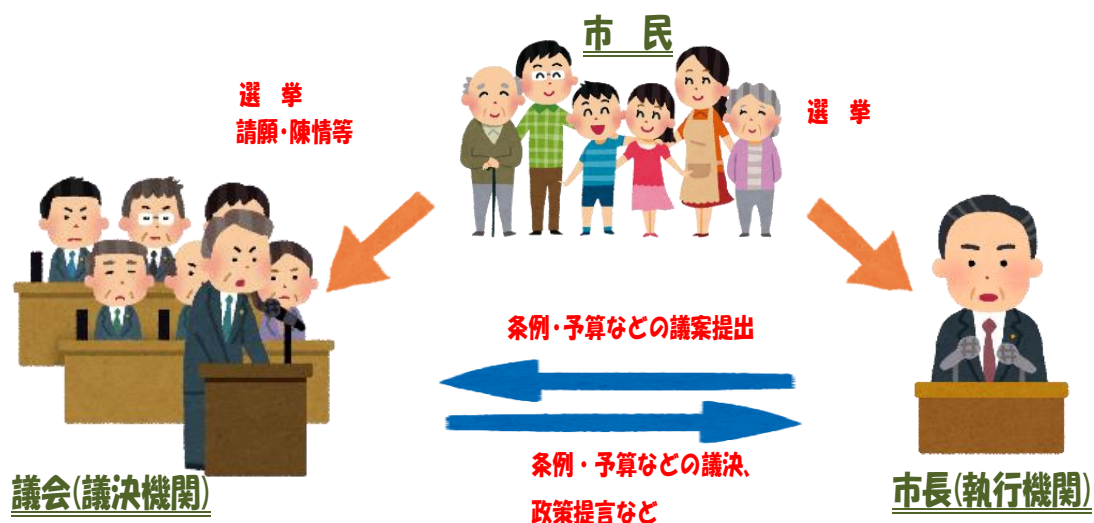
そこで、市民が直接、代表者を選挙で選び、その代表者に市政の運営を委ねています。

選挙で選ばれた代表者には、市政を実際に執行する市長と、市の方針や施策を決定する議員で構成する市議会の2つがあり、互いに対等な関係にあります。

市長は、市政の方針や重要な事項を議案として市議会に提案し、市議会は、提案された議案について審議し決定します。その決定にしたがって、市長や教育委員会等は実際に市政を執行します。

また、市議会は執行機関が適正に仕事を行っているか監視しています。

市議会と市長は、それぞれの役割に基づき、互いにけん制し、協力し合い、均衡を保って市政を支える車の両輪として、市民のためにより良い「都留市」の実現を目指します。



市議会の構成

地方自治の制度は、首長(市長)と地方議会(市議会議員)という2種類の代表を住民(市民)が直接選挙で選ぶ二元代表制という仕組みになっています。

市議会は、市民から選挙によって選ばれた議員で構成され、市民の皆さんの代表として、市の条例や予算などの重要な事項を審議し、決定する機関です。

【議員】

議員は4年ごとに市民の皆さんの選挙によって選ばれます。

議員の定数は、条例で定められており、現在、都留市議会議員の定数は16人です。



(令和元年5月臨時会)

【議長・副議長】

議長・副議長は、議員の中から議員による選挙によって選ばれます。

議長は議会を代表するとともに、議場の秩序を保持し、会議の運営を整理し、議会の事務を監督、処理します。

副議長は議長と協力して議会を運営するとともに、議長が会議に出席できないときや、議長が欠けたときに代わって議長の仕事をします。

【議会事務局】

議会の事務を円滑に進めるために、条例で議会事務局が置かれています。

議会の運営やその記録、会議の活動に必要な資料などの作成や、市政に関する情報発信などを行います。

市議会の仕事

市議会には、市民の代表として十分な活動ができるように、議決権、調査権、監査請求権等の多くの権限が与えられています。

これらの権限に基づいて、次の仕事をしています。(地方自治法第96条)

【議決権】

条例の制定・改廃や予算を定めたり、決算を認定したり、重要な契約の締結、財産の取得・処分等の決定をします。

また、市長が副市長、監査委員等を選任する際に同意を与えます。(地方自治法第96条、地方自治法第163条、地方自治法第196条第1項など)

【選挙権】

議長・副議長、選挙管理委員等を選挙します。(地方自治法第97条、地方自治法第103条、地方自治法第118条、地方自治法第182条)

【請願・陳情の受理】

市民から提出される請願・陳情を受理し、請願については、議会として採択・不採択の意思を決定します。(地方自治法第124条)

【検査・監査・調査】

市政が市民の期待どおりに適正に行われているかを調べるために、市の事務を検査したり、監査委員に監査を求めたり調査をします。(地方自治法第98条、地方自治法第100条第1項～同条第11項、第100条の2)

【意見書の提出】

市の公益に関する事項について、国や県などの関係機関に意見書を送付します。(地方自治法第99条)



本会議

本会議は、議場に全議員が集まって開かれる会議です。議会の意思（可決、否決など）は、すべてこの会議で決定されます。

委員会

委員会は、議案等を専門的、効率的に審査するため、常任委員会と特別委員会が設置されています。

また、議会の運営が円滑に行われるように、議事の順序や進め方等を協議する議会運営委員会が設置されています。

■常任委員会■

審議を充実させ、議事運営の能率を高めるため、議案や陳情等の審査や所管事務に関する調査を行います。

名 称	定数	所 管
総務産業建設 常任委員会	8 人	総務部(総務課・企画課・財務課)、産業建設部(産業課・建設課・上下水道課)、会計課、消防本部、議会事務局及び農業委員会の所管に関する事項並びにその他の常任委員会の所管に属さない事項
社会厚生 常任委員会	8 人	市民部(市民課・税務課・地域環境課)、福祉保健部(福祉課・長寿介護課・健康子育て課)、都留市立病院・介護老人保健施設「つる」及び教育委員会の所管に関する事項

■特別委員会■

特定の付議事件の審査のため必要な場合に、議会の議決により設置されます。

名 称	定数	付議された事件
議会改革 特別委員会	16 人	議会の改革に関する事項
桂川流水利用 特別委員会	8 人	桂川流水の有効活用に関する事項

リニア観光振興特別委員会	8人	リニアを活用した地域活性化に関する事項
政策提言特別委員会	16人	市政への政策提言に関する事項
予算特別委員会	13人	市の当初予算について審査する
決算特別委員会	13人	歳入歳出予算執行の実績である決算の案件を審査する

■議会運営委員会■

円滑な議会の運営を図るため、「議事運営に関する事項」「議長の諮問に関する事項」について協議します。定数は7人です。

議会、委員会の主な活動

令和4年の主な活動

委員会名等	活動内容
リニア観光振興特別委員会	・山梨県リニア未来創造推進課へ正副委員長で訪問し、本市の現状と課題について意見交換を行う。
議会改革特別委員会	・コロナ禍におけるICT化について ・ICT化小委員会にて韮崎市議会へICT化の取り組みについて視察勉強会を行う。 ・議会報告会代替案(議会に関する市民アンケート)の実施 ・議員定数・議員報酬・政務調査費について
議会運営委員会	・タブレット端末導入先進議会(御殿場市議会・富士川町議会)への行政視察の実施
会派代表者会議	・議会運営委員会委員の選任方法について ・行政視察研修について
12月定例会	・議員提出議案第2号 都留市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件

本会議の活動

■令和4年3月定例会

○会期日程

月 日	開会時間	場 所	内 容
2月24日(木)	午前10時	議 場	定例会開会
3月7日(月)	午前10時	議 場	代表質問
3月8日(火)	午前10時	議 場	一般質問
3月9日(水)	午前10時	大会議室	総務産業建設常任委員会
3月9日(水)	午後1時30分	大会議室	社会厚生常任委員会
3月11日(金)	午前10時	大会議室	予算特別委員会
3月14日(月)	午前10時	大会議室	予算特別委員会
3月15日(火)	午前10時	大会議室	予算特別委員会
3月23日(水)	午前10時	議 場	定例会閉会

○代表質問通告内容

- 1 つる清流会 日向美徳 議員
(1) こども家庭庁創設に向けた本市の取り組みについて
(2) インボイス制度について
- 2 ビジョン21 小俣武 議員
(1) 適正規模統合について
(2) 総合的まちづくりについて
(3) 消防指令センター及び消防団について

○一般質問通告内容

- 1 8番 山本美正 議員
(1) 若年がん患者の在宅療養支援助成制度について
- 2 4番 小林健太 議員
(1) 複合型居住プロジェクトに関して
- 3 12番 鈴木孝昌 議員
(1) 予算編成と財政健全化について



© 新宮市観光協会

- 4 13番 谷垣喜一 議員
- (1) デジタル田園都市国家構想に関する本市の取り組みについて
 - (2) デジタル市役所・自治体DX推進事業について
 - (3) 訪問型産後支援の充実について

○提出された議案等と議決結果

区分	議案等名	議決結果
市長提出	議第1号 都留市成年後見制度利用促進審議会条例制定の件	可決
	議第2号 都留市小規模企業・中小企業振興基本条例制定の件	可決
	議第3号 都留市職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件	可決
	議第4号 都留市公告式条例中改正の件	可決
	議第5号 都留市地域交流拠点施設条例中改正の件	可決
	議第6号 都留市国民健康保険税条例中改正の件	可決
	議第7号 都留市消防団員等公務災害補償条例中改正の件	可決
	議第8号 都留市農村公園条例廃止の件	可決
	議第9号 都留市小、中学校給食会貸付基金条例廃止の件	可決
	議第10号 市道の路線の認定の件	可決
	議第11号 市道の路線の変更の件	可決
	議第12号 令和4年度都留市一般会計予算	可決
	議第13号 令和4年度都留市国民健康保険事業特別会計予算	可決
	議第14号 令和4年度都留市介護保険事業特別会計予算	可決
	議第15号 令和4年度都留市介護保険サービス事業特別会計予算	可決
	議第16号 令和4年度都留市後期高齢者医療特別会計予算	可決
	議第17号 令和4年度都留市桑代沢外17恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	可決
	議第18号 令和4年度都留市水頭外3恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	可決
	議第19号 令和4年度都留市濁り沢外18恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	可決
	議第20号 令和4年度都留市板ヶ沢外7恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	可決
	議第21号 令和4年度都留市盛里財産区特別会計予算	可決
	議第22号 令和4年度都留市水道事業会計予算	可決
	議第23号 令和4年度都留市簡易水道事業会計予算	可決
	議第24号 令和4年度都留市下水道事業特別会計予算	可決

区分	議案等名	議決結果
市長提出	議第25号 令和4年度都留市病院事業会計予算	可決
	議第26号 令和3年度都留市一般会計補正予算(第12号)	可決
	議第27号 令和3年度都留市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	可決
	議第28号 令和3年度都留市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	可決
	議第29号 令和3年度都留市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	可決
	議第30号 令和3年度都留市病院事業会計補正予算(第4号)	可決
	議第31号 損害賠償の額の決定及び和解の件	可決
	議第32号 教育委員会委員の任命について同意を求める件	同意
	議第33号 令和3年度都留市一般会計補正予算(第13号)	可決
	議第34号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件	同意
議員提出	議員提出 議案 第1号 都留市議会基本条例中改正の件	可決
	請願第1号 「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となるよう適切な措置を講じるための請願書	採決
	請願第2号 新型コロナワクチン非接種者及び新型コロナ感染対策における差別・偏見・強制を防ぐ条例等の制定または対策に関する請願書	採決
	議員提出 決議案 第1号 第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議し、平和的解決を求める決議	可決
	議員提出 意見書案 第1号 「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」について、シルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための意見書	可決
	議員提出 意見書案 第2号 新型コロナワクチン非接種者及び新型コロナ感染対策における差別・偏見・強制を防ぐ条例等の制定または対策に関する意見書	可決

■令和4年6月定例会

○会期日程

月 日	開会時間	場 所	内 容
6月2日(木)	午前10時	議 場	定例会開会
6月13日(月)	午前10時	議 場	代表質問
6月14日(火)	午前10時	議 場	一般質問
6月15日(水)	午前10時	大会議室	総務産業建設常任委員会
6月15日(水)	午後1時30分	大会議室	社会厚生常任委員会
6月17日(金)	午前10時	議 場	定例会閉会

○代表質問通告内容

- 1 ビジョン21 国田正己 議員
(1)「ぴゅあ富士」について
(2) 都留市土地開発公社について
(3) 学校給食について
(4)「牛石地区農振農用地を将来に向かって工業団地化に」の
その後の進捗状況について
- 2 新政つる 志村武彦 議員
(1) 建設残土の処理について
(2) 都留市教育振興基本計画と教職員の働き方改革について

○一般質問通告内容

- 1 8番 山本美正 議員
(1) 県からの「ぴゅあ富士」譲与について
- 2 5番 日向美徳 議員
(1) 公立小中学校の適正規模・適正配置について

○提出された議案等と議決結果

区分	議案等名	議決結果
市長提出	承第1号 専決処分の承認を求める件(都留市国民健康保険税条例中改正の件)	承認
	承第2号 専決処分の承認を求める件(都留市税条例中改正の件)	承認
	議第35号 令和4年度都留市一般会計補正予算(第1号)	可決
	議第36号 都留市介護保険条例中改正の件	可決
	議第37号 都留市営住宅条例中改正の件	可決
	議第38号 公立大学法人都留文科大学の出資等に係る不要財産の納付の件	可決
	議第39号 公立大学法人都留文科大学定款中変更の件	可決
	議第40号 損害賠償の額の決定及び和解の件	可決
	議第41号 令和4年度都留市一般会計補正予算(第2号)	可決
	議第42号 令和4年度都留市簡易水道事業会計補正予算(第1号)	可決
	議第43号 令和4年度都留市下水道事業会計補正予算(第1号)	可決
	議第44号 令和4年度都留市病院事業会計補正予算(第1号)	可決
	議第45号 契約締結の件(「生涯活躍のまち・つる」複合型居住プロジェクト地域交流拠点施設建設工事(2期工事))	可決
	議第46号 契約締結の件(東桂コミュニティセンター建設工事)	可決
	議第47号 損害賠償の額の決定及び和解の件	可決
	議第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	同意
議第49号 固定資産評価員の選任について同意を求める件	同意	



■令和4年7月臨時会

○会期日程

月 日	開会時間	場 所	内 容
7月 12日(火)	午前10時	議 場	臨時会開会・議案審議・閉会

○提出された議案等と議決結果

区 分	議案等名	議決結果
市 長 提 出	議第50号 令和4年度都留市一般会計補正予算(第3号)	可決
	議第51号 令和4年度都留市水道事業会計補正予算(第1号)	可決
	議第52号 令和4年度都留市簡易水道事業会計補正予算(第2号)	可決



夏の「名勝田原の滝」と富士急行線

■令和4年9月定例会

○会期日程

月 日	開会時間	場 所	内 容
8月31日(木)	午前10時	議 場	定例会開会
9月12日(月)	午前10時	議 場	代表質問
9月13日(火)	午前10時	議 場	一般質問
9月14日(水)	午前10時	大会議室	総務産業建設常任委員会
9月14日(水)	午後1時30分	大会議室	社会厚生常任委員会
9月15日(木)	午前10時	大会議室	決算特別委員会
9月16日(金)	午前10時	大会議室	決算特別委員会
9月20日(火)	午前10時	大会議室	決算特別委員会
9月26日(金)	午前10時	議 場	定例会閉会

○代表質問通告内容

- 1 ビジョン21 奥 秋 保 議員
(1) 総合運動公園のその後の進捗状況について
(2) 地域公共交通について
(3) マイナンバーカードについて
- 2 つる清流会 日 向 美 徳 議員
(1) 地方創生臨時交付金の本市の取り組みについて
(2) 旭小学校、禾生第一小学校の統合について
(3) 「ぴゅあ富士」の譲渡について

○一般質問通告内容

- 1 8番 山 本 美 正 議員
(1) 医療機関に求められる「働き方改革」について
- 2 4番 小 林 健 太 議員
(1) 部活動改革について
(2) 複合型施設の公園整備について
- 3 16番 小 俣 武 議員
(1) 学校給食について



© 都留市観光協会

○提出された議案等と議決結果

区分	議案等名	議決結果
市長提出	議第53号 都留市職員の育児休業等に関する条例中改正の件	可決
	議第54号 都留市税条例等中改正の件	可決
	議第55号 都留市立学校設置条例中改正の件	可決
	議第56号 都留市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件	可決
	議第57号 指定管理者の指定の件（田原交流センター）	可決
	議第58号 令和4年度都留市一般会計補正予算(第4号)	可決
	議第59号 令和4年度都留市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	可決
	議第60号 令和4年度都留市水道事業会計補正予算(第2号)	可決
	議第61号 令和4年度都留市簡易水道事業会計補正予算(第3号)	可決
	認第 1号 令和3年度都留市各会計歳入歳出決算認定の件	認定
	認第 2号 令和3年度都留市水道事業会計決算認定の件	認定
	認第 3号 令和3年度都留市簡易水道事業会計決算認定の件	認定
	認第 4号 令和3年度都留市下水道事業会計決算認定の件	認定
	認第 5号 令和3年度都留市病院事業会計決算認定の件	認定
	議第62号 契約締結の件(都留市保健福祉センター改修工事 第一期工事)	可決
	議第63号 令和4年度都留市一般会計補正予算(第5号)	可決
	諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件	同意
	議員提出	請願第3号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
議員提出意見書案第3号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書		可決

■令和4年10月臨時会

○会期日程

月 日	開会時間	場 所	内 容
10月26日(水)	午前10時	議 場	臨時会開会・議案審議・閉会

○提出された議案等と議決結果

区 分	議案等名	議決結果
市長提出	議第64号 令和4年度都留市一般会計補正予算(第6号)	可決
	議第65号 監査委員の選任について同意を求める件	同意

市役所庁舎から望む
都留アルプスの紅葉



■令和4年12月定例会

○会期日程

月 日	開会時間	場 所	内 容
11月30日(水)	午前10時	議 場	定例会開会
12月12日(月)	午前10時	議 場	代表質問
12月13日(火)	午前10時	議 場	一般質問
12月14日(水)	午前10時	大会議室	総務産業建設常任委員会
12月14日(水)	午後1時30分	大会議室	社会厚生常任委員会
12月16日(金)	午前10時	議 場	定例会閉会

○代表質問通告内容

- 1 つる清流会 山口一裕 議員
(1) 出産・子育て応援交付金について
(2) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用について
(3) 学校施設のトイレ整備について
(4) 本市の今後の観光戦略について
(5) 市役所駐車場の整備について
- 2 新政つる 藤江喜美子 議員
(1) 生涯活躍のまち つる事業について
(2) ごみ処理行政の今後について
- 3 ビジョン21 奥秋保 議員
(1) 企業誘致の今後の進展について
(2) 都留市立病院の働き方改革全容について
(3) インボイス制度と地元産業について



○一般質問通告内容

- 1 8番 山本美正 議員
(1) 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画について
- 2 3番 志村武彦 議員
(1) 空き家対策について
(2) 介護保険の現状と今後の見込みについて
- 3 11番 藤本明久 議員
(1) 将来を見据えた高齢者問題に関連する本市の対応について

4 16番 小 俣 武 議員

- (1) 上水道事業について
- (2) 下水道事業について

○提出された議案等と議決結果

区分	議案等名	議決結果
市長提出	議第66号 都留市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件	可決
	議第67号 都留市職員の高齢者部分休業に関する条例制定の件	可決
	議第68号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備の件	可決
	議第69号 都留市職員の退職手当に関する条例中改正の件	可決
	議第70号 都留市職員の定年等に関する条例中改正の件	可決
	議第71号 都留市自治基本条例中改正の件	可決
	議第72号 大月都留広域事務組合同規約中変更の件	可決
	議第73号 指定管理者の指定の件(都留市デイサービスセンター)	可決
	議第74号 指定管理者の指定の件(都留市健康ジム)	可決
	議第75号 公益社団法人山梨県青果物経営安定基金協会に対する財産の出資の件	可決
	議第76号 市道の路線の認定の件	可決
	議第77号 令和4年度都留市一般会計補正予算(第7号)	可決
	議第78号 令和4年度都留市病院事業会計補正予算(第2号)	可決
	議第79号 都留市職員給与条例等中改正の件	可決
	議第80号 都留市長等の給与条例中改正の件	可決
	議第81号 教育委員会委員の任命について同意を求める件	同意
	議第82号 令和4年度都留市一般会計補正予算(第8号)	可決
	議第83号 令和4年度都留市水道事業会計補正予算(第3号)	可決
議第84号 令和4年度都留市簡易水道事業会計補正予算(第4号)	可決	
議員提出	議員提出 都留市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件 第2号	可決

議会・委員会 活動報告

■令和4年8月23日

都留市議会と都留文科大学との意見交換会を開催しました。

都留文科大学の法人理事長、大学学長、副学長等の出席を得て、3年ぶりの意見交換会を開催しました。意見交換会では「本学の現状等について」と題し、都留文科大学の現在と将来展望や学部・学科改編、施設設備の状況などの説明を受け、その後、活発な意見が取り交わされました。



■令和4年11月14日～15日

議会運営委員会において、タブレット端末導入の先行議会である静岡県御殿場市議会並びに山梨県富士川町議会を視察しました。

ペーパーレス化はもとより、感染症を含む災害時におけるタブレットの有効性や日々の議員活動での効果について視察しました。



行政視察の受入れ状況

都留市議会では、他自治体議会の行政視察の受け入れを行っています。

令和4年度は、4市町議会の受け入れを行い、都留市が取り組んでいる様々な施策について、担当課より説明をさせていただきました。

■令和4年5月13日

山梨県上野原市議会 総務産業常任委員会(議員8名・随行2名)



【視察内容】

・地域資源の活用について



■令和4年7月28日

愛媛県西予市議会 総務常任委員会(議員6名・随行1名)

【視察内容】

- ・生涯活躍のまち・つる構想について
- ・移住定住促進に向けた取り組みについて

■令和4年10月19日

新潟県三条市議会 経済建設常任委員会(議員7名・執行部2名・随行2名)

【視察内容】

- ・道路維持管理システム



■令和4年11月2日

山口県萩市議会 総務常任委員会(議員6名・随員1名)



【視察内容】

- ・生涯活躍のまちづくりの取り組みについて



■令和4年11月8日

福岡県朝倉市議会 建設経済常任委員会(議員6名・随員1名)

【視察内容】

- ・ワーケーション等関係人口対策推進事業の取り組みについて



■令和4年11月16日

長野県高森町議会 産業建設委員会(議員7名・執行部3名)



【視察内容】

- ・脱炭素社会(自然エネルギー)に向けた取り組みについて



2. 議会情報を知る

定例会や委員会の傍聴

市議会には、定例会(3月、6月、9月、12月の年4回)と必要に応じて開かれる臨時会があります。

都留市議会では、定例会や委員会を公開していますので、どなたでも傍聴することができます。市議会の活動を身近に感じることができる最適な方法ですので、お気軽にお越しください。

なお、各定例会や臨時会の日程は、議会だよりや市ホームページ(「定例会・臨時会情報」)でお知らせしています。



傍聴席から見た本会議場の様子

本会議場の傍聴席

議会だより

市議会の活動状況を市民の皆様にお知らせするため、「都留市議会だより」を定例会ごとに発行(5月、8月、11月、2月の年4回)し、自治会を通じて各世帯に配布しています。

なお、市役所1階ロビーや各コミュニティセンター、いきいきプラザ、まちづくり交流センターなどにも備えていますので、どうぞご覧ください。また、ホームページへも掲載しています。

市議会映像配信

本議会及び決算特別委員会の様子は、都留CATVで録画放送をしています。放送時間などはCATVの放送予定表や市ホームページをご確認ください。また、市役所3階 議会事務局で、録画DVDの貸し出しも行っています。

市議会ホームページ

ホームページでは議会だよりに加え、市議会の構成、定例会・臨時会情報、議会の傍聴、市議会の役割など、さまざまな情報を掲載しています。



都留市役所ホームページのトップページからも進むこともできます。

トップページを下段へスクロールして「都留市議会」をクリックしてください。

会議録検索システム

「都留市議会」のホームページより、平成10年6月定例会以降の本会議の会議録が検索・閲覧できます。



バックナンバーを含む「議会だより」をご覧になる場合はこちら！



議会の会議録の検索・閲覧はこちらから！

3. 議会に参加する

選挙で参加する

市議会議員の資格は、被選挙権を持っていることです。

被選挙権とは、選挙に出て国会議員、市議会議員や市長など地方公共団体の議員や長に就くことのできる権利のことです。

被選挙権は「日本国民で満 25 歳以上の者」、「連続して 3 カ月以上、市内に住所のある者」という 2 つの条件を満たす人に与えられます。

こうしてみると、市議会議員の資格を得るのは難しいことはありません。それだけ市議への道は広く一般に開かれているといえます。



選挙は、市民が政治に参加し、市民の生活や都留市を良くするために、その意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。

ぜひ議員候補者の政策や考えを把握し、大切な選挙に参加しましょう！

請願や陳情をする

市政に関することで、皆さんが市議会に直接要望や意見がある時に活用していただきたい制度が、請願や陳情(要望)です。

請願や陳情(要望)はいつでも受け付けていますが、請願は、定例会前の議会運営委員会の前日(閉庁日を除く)までに受理したものが、その定例市議会の議題となります。それ以降のものについては、次の定例市議会では取り扱われますので、ご注意ください。(請願提出締切日は、各定例会の前に発行する議会だよりに記載しています。)

■ 請願

請願は、市政に対する要望や意見を市議会に提出するものです。提出には市議会議員の紹介が必要です。原則として、請願は所管の委員会に付託して審査され、本会議で最終的に採択か不採択か決められます。

■ 陳情

陳情は、紹介議員の必要はありません。本市議会では、議長が預かり、内容によっては委員会で審査します。



【請願書(陳情書)の書き方の例】

- ・請願書は紹介議員がいれば、どなたでも提出できます。
- ・陳情書は市民であれば、どなたでも提出できます。



(表紙)

(本文)

<p style="text-align: center;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇〇に関する請願書(陳情書)</p> <p>紹介議員 〇〇〇〇議員[㊟] " 〇〇〇〇議員[㊟]</p>	<p style="text-align: center;">〇〇〇〇〇に関する請願(陳情)</p> <p>(請願(陳情)の主旨) 右地方自治法第二百二十四条の規定により提出します。</p> <p style="text-align: center;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">請願者(陳情者) 住所 〇〇〇〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇[㊟]</p> <p>都留市議会議長 〇〇〇〇様</p>
--	--

請願者(陳情者)と紹介議員の署名または記名押印をお願いします。
なお、紹介議員は「請願書」の提出のみ必要です。



様式は、ホームページにも掲載しています。ダウンロードしてご利用ください。

議会報告会

都留市議会では、議会を身近に感じてもらうための取り組みとして、議員が皆さんの地域に出向き、議会の活動状況や審議の内容を報告するとともに、市政全般に関して皆さんの声をお聴きする「議会報告会」を地区会議と議会の共催という形で実施しています。

特に質疑においては、地域課題や市の将来など市政に関する生の声をお伺いできることから、議会への提案と捉え、大変重要な会と位置付けています。



【令和元年度 議会報告会の様子】

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により中止していますが、市民の皆さんのお声をお聞きする場として令和3年度からは代替事業を実施しており、令和4年度は『議会に関する市民アンケート』と題し、アンケート調査を行いました。

アンケート結果並びにいただいた貴重なご意見やご要望は議会改革特別委員会において、全議員で共有し、今後の議会運営、議会活動に生かしてまいります。

○参加者数の推移

年 度	人 数
平成 26 年度	251 名
平成 27 年度	217 名
平成 28 年度	182 名
平成 29 年度	176 名
平成 30 年度	281 名
令和元年度	168 名
令和 2 年度	中止
令和 3 年度	中止(代替事業:「市議会への手紙」/11 件)
令和 4 年度	中止(代替事業:「議会に関する市民アンケート」/64 件)

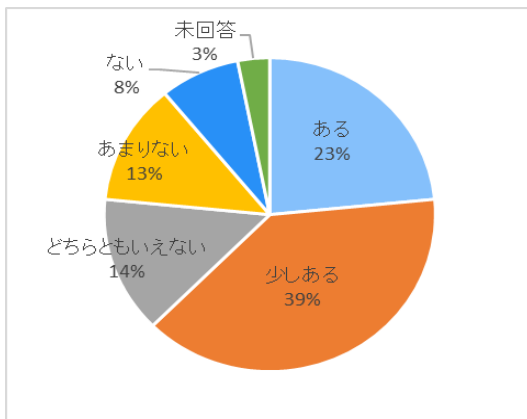
令和4年度 議会に関する市民アンケート集計結果

○調査期間 令和4年11月1日～11月30日

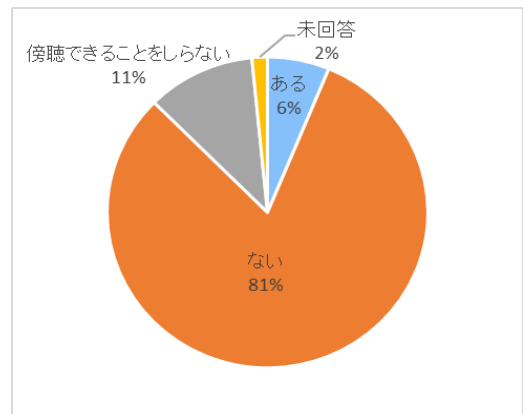
○調査方法 議会だより、ホームページ、地域コミュニティセンターなどの市内公共機関

○回答総数 64件

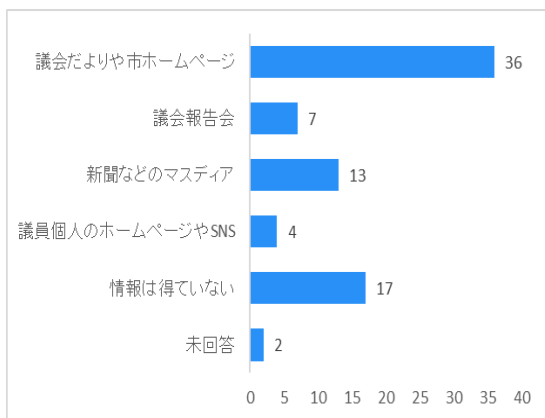
Q1 あなたは議会に関心がありますか。



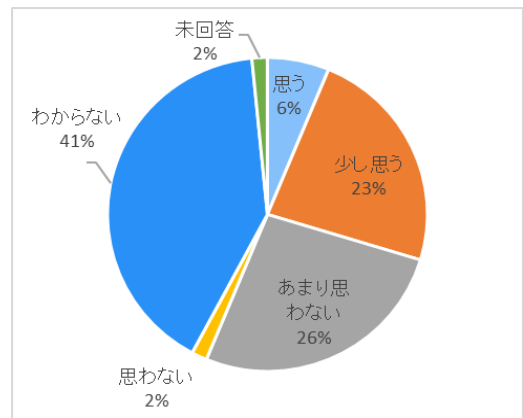
Q2 あなたは議会を傍聴したことがありますか。



Q3 あなたは市議会の活動や情報をどのような方法で得ていますか。【複数回答あり】

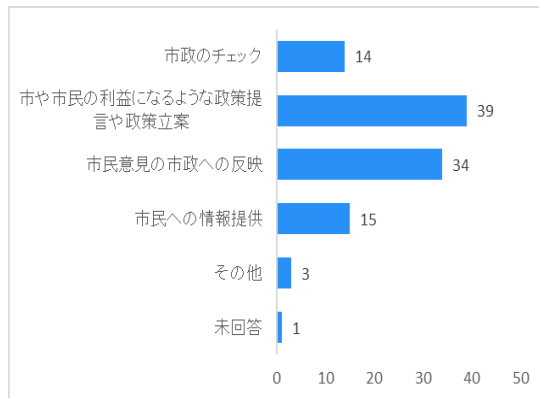


Q4 あなたは市民の声市議会に反映されていると思いますか。



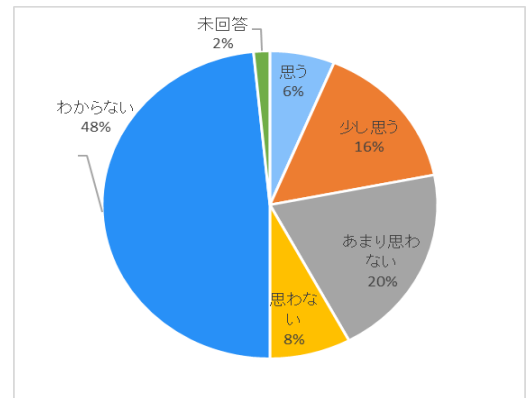
Q5 あなたは議員や市議会に何を期待しますか。

【複数回答あり】



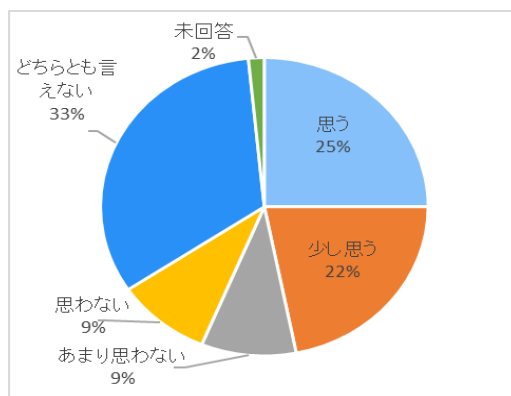
Q6 あなたは現在の市議会を評価できる

と思いますか。

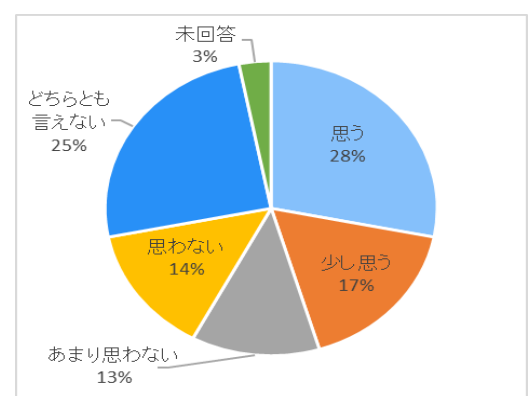


Q7 議員定数や報酬は適当だと思いますか。

【議員定数】

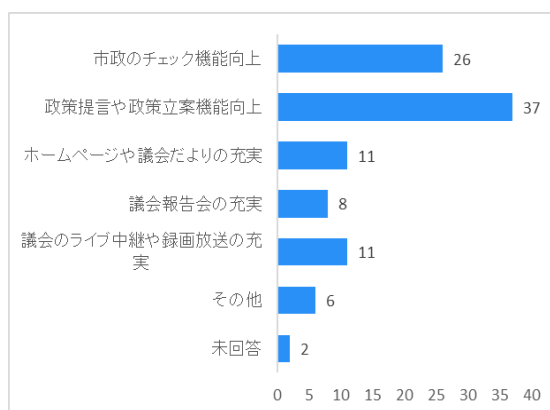


【報酬】



Q8 あなたが求める議会改革について

お聞かせください。【複数回答あり】



***** 頂いたご意見やご要望 *****

- ・日々の議員活動に対しての叱咤激励
- ・議員の資質向上
- ・議会だよりの掲載内容について
- ・議員定数削減について
- ・都留市立病院駐車場の確保の件
- ・防災ラジオの件
- ・新型コロナワクチン接種について

など

4. 議会改革の取り組み

「議会って何をしているのか、よくわからない…」

おそらく、多くの皆さんがこのような認識を持たれていると思います。

いま全国の地方議会では、住民の皆さんに「議会のしくみ」や「議会の働き」を知っていただき、身近な政治の舞台へ関心を持っていただくだけでなく、住民の皆さんとともにまちづくりに参加できるような議会をめざした取り組みが行われています。

このような取り組みのことを「議会改革」と言います。

よく市役所では「行財政改革」という言葉が使われますが、「行財政改革」の第一の目的は「行政の効率化(スリム化)」、端的に言うと「歳出削減」への取り組みを指します。

自治体は地方自治法に基づいて運営していますが、その中に「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されていることから、行財政改革は、市民サービスの向上を図りながら、経費の削減を目指すというものです。

では、「議会改革」は何をめざしているのでしょうか？

「議会改革」の第一の目的は、市民の声を行政に生かせるように、議会の構造や考えを変えていく取り組みです。

これは、議会が、市長が提案する市民サービスを、市民の声をもとに議論を重ねて責任を持って判断するとともに、必要なサービスは議会みずからが提案して、市町村長に執行してもらう。その実現に向かってさまざまな議会活動を行い、仕組みを変えていく取り組みということになります。

こうした中、都留市議会においても、議会及び議員の在り方等について基本的事項を定めた「都留市議会基本条例」に基づき、議会改革に取り組むとともに、「都留市議会政治倫理条例」に示すとおり、高い政治倫理観を持ち、本市の発展と市民福祉の増進に全力を傾注し、民主的で公平、公正な議会運営に努め、民意を反映することにより、市民の皆さんの負託に応えるよう努力しています。

なるほど！

じゃあ、「都留市議会基本条例」や
「都留市議会政治倫理条例」って
どんなもの？



都留市議会基本条例

※ホームページでもご覧になれます！

地方分権一括法によって国と地方公共団体の役割分担が明らかにされ、地方の自立性が求められるとともに、議会の権限も強化され責任が重くなりました。

このような中、地方議会がその責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨をふまえ、首長と相互に抑制と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる議会へと自らを改革していかなければなりません。

また、議会は、その責任を果たすために、従来から担ってきた執行機関に対する監視及び評価の機能のさらなる充実を図るとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行なうことが求められています。

都留市議会は、これまでも不断の努力を重ねてきましたが、さらに市民参加と民主的な議会運営に努め、市民の負託に応えるため、「都留市議会基本条例」を平成 25 年 6 月に制定しました。

■ 条例の主な内容

1. 議会報告会(第 5 条)

市民に対し、議案審議の経過、結果等に係る報告会を年 1 回以上、地区自治会連合会単位で開催します。

2. 請願者・陳情者の意見陳述(第 5 条)

請願及び陳情を政策提言と位置付け、委員会審査にあたっては、これら市民の説明機会を設けることができます。

3. 議論の拡充(第 10 条)

議会の一般質問は、一括方式と一問一答方式の選択制となります。また、市長等は、議員の質問の趣旨について説明を求めることができます。

4. 政治倫理(第 22 条)

議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、品位を保持し識見を養うよう努めなければなりません。

5. 最高規範(第 23 条)、見直し手続(第 24 条)

本条例は、議会の最高規範であり、議会及び議員は、本条例をはじめとする他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければなりません。

また、本条例については、常に市民の意思や社会情勢の変化などを勘案し、必要に応じて見直しを行っていきます。

都留市議会議員政治倫理条例

※ホームページでもご覧になれます！

都留市議会では、平成 25 年 6 月に議会運営の基本となる「都留市議会基本条例」を制定し、議会活動、議会運営の原則及び会議に関する基本的事項などを定めました。

都留市議会基本条例第 22 条では、議員は、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、品位を保持し識見を養うよう努めるなど、政治倫理についても規定しましたが、さらに、議員が議員活動を行う際に遵守すべき政治倫理の基準を定めるべきであることから、「都留市議会議員政治倫理条例」を、平成 26 年 12 月に制定しました。

■ 条例の主な内容

1. 政治倫理基準(第 3 条)

- (1) 品位と名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと
- (2) 議員の権限又は地位を利用して人権侵害のおそれのある行為や、金品の授受をしないこと
- (3) 国、県、市などからの補助、助成などを直接受ける法人等の代表に就任しないこと
- (4) 市の請負契約等に関して特定の企業等に対し不正な取り計らいをしないこと
- (5) 市が行う許認可等に関し、特定の者のために有利又は不利な取り計らいをしないこと
- (6) 市が取得する土地、物件等に関して、取得及び斡旋行為を行わないこと
- (7) 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受ける寄附等を受けないこと
- (8) 市職員の公正な職務執行妨害、職員の権限・影響力の不正な行使をしないこと
- (9) 市職員の採用、異動、昇格等人事に関与しないこと
- (10) 市税等の納付を誠実に行うこと
- (11) 市職員の勤務中に、物品の売買、集金及び営業を行わないこと

2. 請負等に関する遵守事項(第 5 条、第 6 条)

- (1) 議員(配偶者、2 親等以内の親族を含む)が代表取締役等を務める法人等は、市を相手方とする工事、業務受託、物品売買等の契約を辞退すること(年間売上げの 50%未満の契約を除く)。
- (2) 議員は、市の指定管理者である法人等の取締役等を務めてはならない。

3. 審査請求について(第 7 条)

市民は、議員が政治倫理基準や遵守事項に違反する疑いがあると認めるときは、議長に審査を請求することができることを規定しました。

4. 審査結果等について(第 9 条)

政治倫理審査会による審査の結果、遵守義務違反であると決定した場合には、当該議員に対して次の措置を講じることとしました。

1. 議場における議長の注意
2. 議場における謝罪文の朗読
3. 議員が就任している職で議長が別に定める職の辞任勧告
4. 議員辞職勧告

また、この結果について公表することとしました。

なお、本条例につきましても、常に市民の意見や社会情勢の変化などを勘案し、必要に応じて見直しを行っていきます。

政治倫理条例はこちらから!

議会基本条例はこちらから!

都留市議会

更新日: 2019年03月06日

- 議会により
- 議会の役割
- 市議会の構成
- 都留市議会委員会
- 行政機関との関係
- 都留市議会議員政治倫理基準
- 政治倫理・職務倫理
- 市議会の役割
- 選挙・補選
- 議員の選挙
- 都留市議会基本条例
- 会議録閲覧システム

都留市議会キャラクター つるど

都留市議会議員定数

条例制定	施行	定数
昭和 29 年 4 月	昭和 30 年 4 月	30 人
昭和 45 年 9 月	昭和 46 年 4 月	22 人
平成 17 年 3 月	平成 19 年 4 月	18 人
平成 25 年 12 月	平成 27 年 4 月	16 人

議会 ICT 化の取り組み

都留市議会では、議会改革特別委員会内に ICT 化小委員会を設置し、議会の ICT 化について調査・研究を重ねてきました。令和 3 年度にタブレット端末の導入を決定し、令和 4 年度では運用開始に向けた協議を進めた結果、令和 4 年 12 月定例会より、本会議及び委員会において紙資料との併用によるタブレット端末の使用を開始しました。

今後は、資料の完全ペーパーレス化や会議のオンライン化を進め、効率的な議会運営や議員活動にタブレット端末を積極的に活用していきます。

■小委員会の設立

令和 2 年 1 月 21 日

議会改革特別委員会にて、委員 5 名を指名し、小委員会を設置。



■協議の経過

令和 2 年 5 月 8 日 第 1 回 議会改革特別委員会 ICT 化小委員会

令和 2 年 7 月 6 日 第 2 回 議会改革特別委員会 ICT 化小委員会

令和 2 年 11 月 6 日 第 3 回 議会改革特別委員会 ICT 化小委員会

令和 3 年 4 月 28 日 第 4 回 議会改革特別委員会 ICT 化小委員会

令和 3 年 6 月 15 日 第 5 回 議会改革特別委員会 ICT 化小委員会

令和 3 年 7 月 21 日 オンライン行政視察(茨城県取手市)

第 6 回 議会改革特別委員会 ICT 化小委員会

令和 3 年 10 月 28 日 第 7 回 議会改革特別委員会 ICT 化小委員会

令和 3 年 12 月 24 日 第 8 回 議会改革特別委員会 ICT 化小委員会

令和 4 年 4 月 11 日 第 9 回 議会改革特別委員会 ICT 化小委員会

令和 4 年 5 月 13 日 第 10 回 議会改革特別委員会 ICT 化小委員会

令和 4 年 5 月 20 日 視察勉強会(山梨県韮崎市)

令和 4 年 6 月 16 日 第 11 回 議会改革特別委員会 ICT 化小委員会

令和 4 年 8 月 5 日 第 12 回 議会改革特別委員会 ICT 化小委員会

令和 4 年 9 月 7 日 第 13 回 議会改革特別委員会 ICT 化小委員会

令和 4 年 10 月 1 日 「都留市議会議員に貸与するタブレット端末運用基準」施行

令和 4 年 10 月 7 日 第 1 回 タブレット端末操作研修会

令和 4 年 11 月 28 日 本会議にて、紙資料との併用によるタブレット端末の使用を開始

令和 5 年 1 月 26 日 第 2 回 タブレット端末操作研修会

5. 議会データ

都留市議会議員名簿

【任期:平成31年4月30日から令和5年4月29日まで】

No.	氏名		住所	電話番号
1	山口 一裕		上谷三丁目 3 番 20 号	0554-45-7470
2	小俣 哲夫		田野倉 648 番地	0554-43-8017
3	志村 武彦		大幡 4265 番地 2	0554-45-1050
4	小林 健太		四日市場 89 番地 6	0554-43-6572
5	日向 美徳		朝日曾雌 1607 番地 1	0554-48-2233
6	天野 利夫		境 283 番地 3	0554-45-2429
7	奥 秋保		小野 432 番地 11	0554-43-0473
8	山本 美正		十日市場 796 番地	0554-43-7068
9	小澤 眞		上谷二丁目 4 番 15 号	0554-43-2058
10	藤江 喜美子		夏狩 1976 番地	0554-43-2453

No.	氏名	住所	電話番号
11	藤本明久 	古川渡 849 番地	0554-43-2893
12	鈴木孝昌 	田原三丁目 3 番 22 号	0554-43-3399
13	谷垣喜一 	四日市場 359 番地 55	0554-43-7316
14	国田正己 	中津森 521 番地	0554-43-3524
15	小俣義之 	法能 970 番地 2	0554-43-6534
16	小俣武 	下谷三丁目 6 番 23 号	0554-43-5312

議員報酬と期末手当

	議長	副議長	議員
報酬月額	380,000 円	355,000 円	345,000 円
期末手当支給月数	3.4 月／年間		

政務活動費

政務活動費とは、地方自治法の規定に基づき、会派及び議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として交付されるものです。

都留市議会基本条例第 15 条では、「議会は、市政の調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付される政務活動費を活用しようとするときは、別に条例で定める」とされていますが、現在、交付していません。

会派

都留市議会基本条例において会派とは、「第4条 議員は、会派を結成することができる。2 会派は、政策を中心とした同一理念を共有する議員で構成し、活動する」とされており、議会内に結成された、同じ思想や政策を持つ議員のグループのことをいいます。

また、会派間の協議、調整の場として会派代表者会議があり、会派に関することや議会の人事(議会運営委員の委員の選任)に関することなどについて協議します。

会派構成 (令和4年10月26現在)

会派名	氏名
ビジョン21	代表 国田正己 小俣武 奥秋保
木曜クラブ	代表 山本美正 小俣義之 鈴木孝昌
つる清流会	代表 日向美德 谷垣喜一 山口一裕
新政つる	代表 藤江喜美子 天野利夫 志村武彦



都留市議会には、
今、この4つの会派があるよ。

用語解説

用語	読み方	解説
委員会	いいんかい	本会議での審議の予備的審査や調査機関として設置される機関のことをいいます。本市議会では、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会があります。
一般質問 代表質問	いっばんしつもん だいひょうしつもん	市政全般について、議員(代表質問の場合は会派)が市長(執行機関)に対し、事務の執行状況や方針等について報告や説明を求めたり、疑問をただしたりすることをいいます。
条例	じょうれい	地方公共団体が自治立法権に基づいて制定する自主法のことをいいます。条例の制定・改廃は、原則として議会の議決により成立し、市長の公布により効力が生じます。なお、条例案の議会への提案権は、市長・議員の双方にあります。
採択 不採択	さいたく ふさいたく	請願に対し、議会が内容を審議し、決定した賛否の意思決定のことをいいます。請願の内容が妥当であり、法令上、行財政上も実現性があるような場合に、議会として採択するという意思決定を行います。
会派	かいはい	議会内に結成された、同じ思想や政策を持つ議員のグループのことをいいます。
議決	ぎけつ	議案などに対する賛成、反対の意思表示による議会の意思決定のことをいい、次のような種類があります。 可決(否決): 予算、条例、決議、意見書等 認定(不認定): 決算 同意(不同意): 人事案件等 承認(不承認): 専決処分の報告等 採択(不採択): 請願
裁決 (裁決権)	さいけつ さいけつけん	議長は、採決に加わることはできませんが、可否同数の場合に議長が可否を決定することをいいます。
除斥	じょせき	議会における審議を公正なものとするため、議案などと一定の利害関係がある議員はその審議に参加できないことをいいます。
審議	しんぎ	本会議において、議案などの案件について説明を聞き、疑問をただし、討論、採決する一連の過程のことをいいます。

用語	読み方	解説
採決	さいけつ	議長が本会議で表決(議員が議案などに対して賛成または反対の意思表示をすること)をとる行為のことで、委員会の場合は委員長が表決をとる行為をいいます。なお、採決の結果、議会の意思が決定することを議決といいます。
請願	せいがん	国や市などに対して、意見や要望を述べることをいい、議会に請願する場合は、1名以上の本市議会議員の紹介が必要です。議会に提出された請願書は、常任委員会などで審査したうえで、本会議で採択か不採択かを決定し、その結果を請願者に通知します。
陳情	ちんじょう	国や市などに対して、意見や要望を述べることをいい、議会に陳情する場合は、請願と異なり議員の紹介は不要です。
定足数	ていそくすう	有効に議題を審議し、意思決定するために必要とされる出席者の数のことをいいます。地方自治法により、議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことができません。
定例会	ていれいかい	議会には、定例会と臨時会があります。定例会は、議案など案件の有無にかかわらず、定例的に招集される議会のことをいいます。地方自治法により、毎年、条例で定める回数を招集することになっており、本市議会では年4回、3月、6月、9月、12月に開会しています。
討論	とうろん	議題となっている案件に対し、採決の前に賛成か反対かの意見を表明することをいいます。討論の目的は、単に賛否の意見を明らかにするだけでなく、まだ賛否を決定していない議員及び意見の異なる議員を自己の意見に賛同させることにあります。
付託	ふたく	本会議で議題となっている議案などについて、所管の常任委員会などに審査を委託することをいいます。
本会議	ほんかいぎ	定例会や臨時会において、全議員で構成する会議のことをいい、議案の審議や、議会としての最終の意思決定(議決)などを行います。
臨時会	りんじかい	議会には、定例会と臨時会があります。臨時会は、必要がある場合にのみ招集され、議案など議会で審議される事項として告示したものに限って審議することができる議会です。



冬の太郎次郎滝

都留市議会

〒402-8501 山梨県都留市上谷 1-1-1

電話 0554-43-1111 (代)
FAX 0554-45-2181
e-mail gikai@city.tsuru.lg.jp
ホームページ <https://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>



市議会 HP

～都留市議会白書 令和4年版～
発行：令和5年3月/都留市議会